

沼津市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、令和4年度公の施設の指定管理者監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月6日

沼津市監査委員 大川 正 博
同 間 野 吉 幸
同 片 岡 章 一

沼 津 市 監 査 第 7 3 号
令 和 5 年 1 月 6 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 大 川 正 博
同 間 野 吉 幸
同 片 岡 章 一

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を行ったので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監 査 の 種 別

公の施設の指定管理者監査

2 監 査 の 対 象

施 設 名 沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設（千本プラザ）

所管課名 市民福祉部 長寿福祉課

指定管理者名 社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会

3 監 査 の 範 囲

公の施設の指定管理者の当該指定管理業務に係る令和 3 年度の収入支出その他の事務の執行状況

4 監 査 の 期 間

令和 4 年 9 月 1 日から令和 4 年 11 月 24 日まで

5 監 査 の 方 法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から資料の提出を求め、諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

6 監査の結果

指定管理者については、公の施設をおおむね適正に管理されているものと認められた。
また、収入支出及びその他の事務は、おおむね適正に処理されているものと認められた。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会

1 監査の種別

公の施設の指定管理者監査

(沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設(千本プラザ)の指定管理者)

2 施設の概要

本施設は、高齢者をはじめとする市民の交流活動を促進し、教養、文化及び福祉の向上を図ることを目的として平成7年度に設置された。開所から25年以上経過し、施設設備の老朽化が見られるものの、適切な修繕がなされており、社会福祉協議会の事業活動と一体的な取り組みを行うことで、効率的・効果的な管理運営、市民サービスの向上が図られている。

平成18年度からは指定管理者制度を導入し、公設民営の公の施設として、市と指定管理者が役割分担をしながら施設の管理運営を行っている。

現在は、令和2年度から引き続き、社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会が指定管理者(指定期間:令和2年4月1日から令和5年3月31日まで)として管理運営を行っている。

3 指定管理に係る収入支出の執行状況(令和3年度)

収入支出の執行状況等は以下のとおりである。

前年度繰越額	収入合計	支出合計	収支差引額	翌年度繰越額
266,346円	88,397,710円	88,637,232円	△239,522円	26,824円

収入の主なものは、受託金収入88,000千円である。

支出の主なものは、水道光熱費等の事務費支出56,547千円である。

4 業務の実施状況

指定管理業務の内容は、沼津市高齢者等福祉世代交流活動施設条例、基本協定書等に基づく管理業務であり、主には管理施設の運営及び維持管理に関する業務等である。

千本プラザの経営状況であるが、令和3年度の施設の延べ利用者数は41,999人で、駐車場の延べ台数は44,292台であり、収支の差引額は240千円のマイナスであった。

当該施設は主に市受託金収入により運営しており、事務費、人件費及び事業費の支出は、ほぼ市受託金収入によって賄われている。

令和3年度に実施された利用者アンケートは、おおむね高評価であり、自由記載欄に寄せられた要望についても対応している。地域住民に信頼される施設として、着実な運営をされていることが伺える。

今後とも、教養・文化の向上と福祉の充実という両面性を兼ね備えた施設として、市民の交流活動がより活発に行われるよう、利用者の利便性の向上を図り、より効率的で効果的な施設の管理運営が行われるよう取り組まれない。

指定管理業務についてはおおむね適正に実施されているものと認められたが、注意事項を以下に述べる。

(1) 注意事項

修繕の完了に伴う検収について

起案者と検収者が同一職員であるものが見受けられた。発注どおりの修繕が適切に行われたかの内容を確認するうえで、起案者が最も内容を把握していることから、同一職員としているが、内部統制上、起案者と検収者は別の職員であることが原則であることから、今後は改善をしていただきたい。